

## 〔研究ノート〕

### 届かなかつた清律

——ライプニッツと中国法——

佐 立 治 人

#### 目 次

- 一 比較法学の祖ライプニッツ
- 二 宣教師による清律の翻訳の試み
- 三 届かなかつた清律

#### 一 比較法学の祖ライプニッツ

万能の学者ライプニッツ (G. W. Leibniz 一六四六—一七二六) が一六六七年、二十一歳の時に著した『法学教習新論』(Nova methodus discendae docendaeque jurisprudentiae) に  
ついて、穂積陳重『法窓夜話』第六十六話「歴史法学比較法学の始祖ライプニッツ」(岩波文庫、一九八〇年、二四七頁から

届かなかつた清律

八頁。有斐閣、大正五年) は次のように述べている。

「一片の小冊子に過ぎないけれども、その内容に至っては、実に法学上の一新時期を作り出すべき大議論である。第十八世紀以降の法学革命を百年以前に早くも予言したる大著述である。曰く「各国の法律には、内史・外史の別がある。歴史法学は須らく法学中特別の一科たるべきものである」と。また曰く、

余は上帝の冥助に依り、古今各国の法律を蒐集し、その法規を対照類別して、法律全図(原注。Theatrum legale) を描き出さんことを異日に期す。

と。後世歴史法学の始祖といえはザヴィニ、比較法学の始祖といえはモンテスキューと誰しも言うが、この二学派の開祖た

る名譽は、当にライプニッツに冠せしむべきではあるまいか。』  
『法学教習新論』は第一部全四十二節及び第二部全百節から成っている。ラテン文で書かれていて、第二部の第一節から第二十七節までの和訳がある(酒井潔・長綱啓典・町田一訳「法学を学習し教授する新方法」『ライプニッツ著作集』第二期第2巻所収、工作舎、二〇一六年)。「法窓夜話」が引用する「各国の法律には云々」「余は上帝の冥助に依り云々」の文は、どちらも第二部の第二十八節に出てくる。『法学教習新論』はドイツ科学アカデミー編 G. W. Leibniz: *Sämtliche Schriften und Briefe*, Akademie Verlag, Berlin 第六系列(哲学著作)第一巻(一九七一年)所収本を見た。

『法学教習新論』を著した一六六七年前年、一六六六年にライプニッツは、シュビーツェル著『中国の文献釈解』を入手し、翌一六六七年にギルヒャー著『中国図説』を入手して、中国への関心を抱くようになった(堀池信夫『中国哲学とヨーロッパの哲学者』下、明治書院、平成十四年。四一―一頁から二頁。長尾龍一「ライプニッツと中国」廣松渉他編『講座ドイツ観念論』第一巻『ドイツ観念論前史』所収、弘文堂、平成二年。二一〇頁)。ライプニッツの中国への関心が終生続いたことは、

彼がその死の年、一七一六年に『中国自然神学論』を著した事実からも明らかである。するとライプニッツは、彼の所謂「法律全図」の中にぜひとも中国の法律を書き込みたかったに違いない。そして、彼が中国の法律を入手できる可能性が全くなかったわけではないのである。

## 二 宣教師による清律の翻訳の試み

一六九七年、ライプニッツは『最新中国情報』(*Novissima Sinica*)を刊行した。同年にイエズス会の中国宣教師ブーヴェ(Joachim Bouvet 一六五六―一七三〇)がこれを読んだことがきっかけで、両者の間の文通が始まった(堀池前掲著書、四一―七頁)。両者の間の手紙はヴィドマイアー(Rita Widmayer)編 G. W. Leibniz: *Der Briefwechsel mit den Jesuiten in China* (Felix Meiner Verlag, Hamburg 二〇〇六年)に、ドイツ語訳を附して収録されている。原文はフランス語である。

一六九七年十二月二日もしくは十二日にハノーヴァーでブーヴェに宛てて書いた手紙の中で、ライプニッツは次のように述べている(前掲ヴィドマイアー編書、一四四頁)。

【和訳】

私は中国人の道徳と政治に話題を変えます。中国人が、民間の事柄を適切に秩序づけるためのすばらしい諸規則（原文。

des reglemens excellens pour le bon ordre des affaires civiles) を持つているように見えるのは確かです。そして、いつの日にか私達がそれらの諸規則について細かい所まですべて知ることができるのが望ましいです。と言いますのは、本物の実践哲学（私達のローマの法学者たちが言うところの「真実の、見せかけではない哲学」（原文。vera non simulata philosophia 『学説彙纂』第一巻第一章第一節の一。ウルピアーヌス説。ヴイドマイアー編書、六五七頁注25を参照。）」は、徳行や義務についての高邁な教訓の中よりもむしろ、教育のための、及び人々の交際や社会性のための良い秩序の中に存在するからです。したがって私は、私達が中国の諸規則をよく学ばなければならないのであろうことを少しも疑いません。そしておそらくは、私達にとって名誉ではないほどによく学ばなければならないでしょう。中国人の間で慣用されている諸規定そのもの、並びに重要な会議で許可された諸規定そのもの（原文。les formules memes qui sont recues chez eux et comme autorisees dans

屈かなかった清律

les rencontres de consequence) は、私達の注釈を付けて、中国人の文字を用いたままで刊行される価値があります。

中国の法律に対するこのような認識をライプニッツがどこから得たのか、まだ調べていない。ここに述べられているのと同じ認識が『最新中国情報』の序文（山下正男訳。『ライプニッツ著作集』第十巻所収、工作舎、一九九一年）にも述べられている。「われわれは手工業的な技術では彼らと互角であり、理論的な学問では彼らに勝っている。しかしながら恥ずかしいことであるが、実践哲学の面ではわれわれの方が劣っている。つまり人間の生き方や日常的作法に関する学、つまり倫理学と政治学の面では劣っているのである。互いに不快感を与えあうことを防ぐような公衆的秩序体系の確立に払った中国人のすばらしい努力は実に世界に冠たるものだといわねばならない。」（九十五頁）「彼ら（中国人を指す。佐立注）からいろいろの学問、とりわけわれわれが切望している実践哲学の応用部門と、きわめて理性的な生活習慣とを教えてもらいたい。」（百頁）

ライプニッツの二六九七年十二月の手紙に答えて二六九九年九月十九日に北京で書いた手紙の中で、ブーヴェは次のように

述べている(前掲ヴィドマイアー編書、二二三頁)。

【和訳】

我がヴィドゥルー神父(原文。ce mesme Pere 独訳が P. Visdelou に置き換えているのに従った。)はもっぱら中国の学問的な書物に対して彼が持っている理解力を用いて、あなたが望む全てに対するあなたの好奇心を十分に満足させることができよう。もし、そのヴィドゥルー神父が既に今年から、そうする計画を彼が持っていた通りに、中国の法典(原文。le Code chinois)または諸法律の要約(原文。le sommaire des loix)を翻訳する作業に取り組んでいれば、あなたは、想像できる限り最も立派な、法律学の集成を見る楽しみを持つでしょう。そして私達の最も有能な政治家でさえ、そこから大いに学ばなければなりません。中国ではその諸法律を用いて何世紀も前から見事な画一性を持って、その帝国全体が統治されているのです。

この文章について、五来欣造『儒教の独逸政治思想に及ぼせる影響』(早稲田大学出版部、昭和四年。四三七頁)は、「ライ

ブニッツに対して、支那の法律書を贈る事を告げ」ている、と紹介している。ヴィドゥルー(Claude de Visdelou 一六五六—一七三七)は、イエズス会の中国宣教師で、中国語を習得して、漢籍を涉猟し、中央アジア諸民族の歴史を研究し、易経に注釈を加えた(ブーヴェ『康熙帝伝』後藤末雄訳・矢沢利彦校注、平凡社、一九七〇年。九五頁から九頁注一〇)。ブーヴェは同じ手紙の中で「ヴィドゥルー神父は、宣教師全員の中で中国の書物と文字とに最もよく通じている人で、また、同じくらいヨーロッパの私達の学問全体に通じている人です。」(ヴィドマイアー編書、二二八頁)と記している。

ヴィドゥルーが翻訳する計画を持っていたという「中国の法典 le Code chinois」とは、清の順治三年(一六四六)に完成し、翌年に頒行された『大清律集解附例』、通称「順治律」である。そして、「諸法律の要約 le sommaire des loix」の「諸法律 les loix」とは、「順治律」の諸条文を指しているであろう。『順治律』は全四百五十九条の律文と、各律条に附された計四百四十九条の条例とから成る。康熙九年(一六七〇)に律の一条が削除されたので(谷井俊仁「清律」滋賀秀三編『中国法制史』所収、東京大学出版会、一九九三年。五八七頁)、

ヴィドゥルーが翻訳しようとした『順治律』の律の条文数は四百五十八であったはずである。「順治律」の律文は、明の洪武三十年（一三九七）の律の全四百六十条とほとんど同じであり、『順治律』の条例のうち三百二十七条は、明の万曆十三年（一五八五）に編纂された「問刑条例」の条文であり、残りの大部分も明の法律の規定であり、しかも、明律は七世紀に成った唐律を下敷きにして作られたから、「何世紀も前から *depuis tant de siècles*」それを用いて帝国全体が統治されている、とブーヴェが説明している。「諸法律 *les loix*」は、『順治律』の条文を指している、と理解することに差し支わりはない。

前掲ヴィドマイアー編書は「中国の法典または諸法律の要約を翻訳する」の文について、「ブーヴェはここで『書経』かそれとも『礼記』かに言及している。ノイマンが作成したヴィドゥルーの自筆の遺稿の目録を参照せよ。「クロード・ヴィドゥルーと彼の著作目録」一八五〇年」と注記している（六八五頁注20）。しかし、『書経』や『礼記』は、中国の各法律の内容が正当であることを証明する根拠として用いられる書物ではあるが、中国の法律そのものではない。著書『康熙帝伝』（前掲後藤末雄訳）が示しているブーヴェの中国理解の正確さ

屈かなかった清律

から見て、ブーヴェが中国の法律と『書経』や『礼記』とを混同していたとは考えられない。また、ブーヴェが手紙の中で『書経』や『礼記』に言及するときは、*chu-kin*（書経）、*li-ki*（礼記）、*le Livre des Rites*（儀式の書、即ち礼記）と明記している（一七〇一年十一月四日にブーヴェがライプニッツに宛てて書いた手紙。ヴィドマイアー編書、三五四頁・三六八頁）。

ノイマンの論文は未見であるが、ヴィドゥルーの遺稿の中に『書経』『礼記』の翻訳があつて、『順治律』の翻訳がなかつたとしても、ブーヴェが言う *le Code chinois, les loix* が『書経』か『礼記』かのどちらかを指しており、中国の法律を意味しているのではないことの根拠にはならない。なぜなら、『順治律』を翻訳した原稿はノイマンが目録を作成する前に失われてしまったのかもしれないし、そもそもヴィドゥルーは実際には『順治律』の翻訳に着手しなかつたのかもしれないからである。それともヴィドゥルーは完成した翻訳原稿をライプニッツに送付したのであろうか。だからこそ遺稿の中にそれがなかつたのであろうか。

三 届かなかつた清律

それではライプニッツはヴィドゥルールの『順治律』の翻訳を受け取つたのであろうか。ヴィドマイアー編『ライプニッツと中国のイエズス会士との往復書簡』(前掲)には、ブーヴェがヴィドゥルールの中国法翻訳計画について語っている一六九九年九月十九日のライプニッツ宛ての手紙の後に、ブーヴェの一七〇〇年十一月八日のライプニッツ宛ての手紙、ライプニッツの一七〇一年二月十五日のブーヴェ宛ての手紙、ブーヴェの一七〇一年十一月四日のライプニッツ宛ての手紙、ブーヴェの一七〇二年十一月八日のライプニッツ宛ての手紙、ライプニッツの一七〇三年五月十八日のブーヴェ宛ての手紙、ライプニッツの一七〇四年七月二十八日のブーヴェ宛ての手紙、ライプニッツの一七〇五年八月十八日のブーヴェ宛ての手紙、ライプニッツの一七〇五年八月二十日のヴィドゥルール宛ての手紙、ライプニッツの一七〇六年六月?のブーヴェ宛ての手紙、ライプニッツの一七〇七年十二月十三日のブーヴェ宛ての手紙、ヴィドゥルールの一七一四年二月九日のライプニッツ宛ての手紙が掲載されている。しかし、これらのどの手紙でも、ヴィドゥルールの中

国法の翻訳に関しては何も語られていない。このことから考えると、やはりヴィドゥルールは実際には『順治律』の翻訳に着手しなかつたのではなからうか。

もしライプニッツが『順治律』の翻訳を受け取つたとすれば、それは当時としては大変珍しい情報であつたであろうから、必ずそれを公表したであろう。たとえ何かの事情で公表するに至らなかつたとしても、中国に関するその後の自身の著作の中で必ずそれを活用したであろう。そのような形跡が残っているであらうか。ライプニッツがその死の年、一七一六年に著した『中国自然神学論』Lettre de M. G. G. De Leibniz sur la philosophie chinoise, à M. De Remond. の第三章第六十二節に「(実に中国では、少なくとも口頭で不敬な言葉を述べることが許されており、それで罰を受けることはありません。)(原文。(mais à qui il est permis dans la Chine de débiter impunément leurs impiétés, au moins de vive voix))」と記されている。『中国自然神学論』は、Christiane Frémont編 G. W. Leibniz, Discours sur la théologie naturelle des Chinois, L'Herne (一九八七年)に収められているものを見た。和訳は山下正男訳『中国自然神学論』(『ライプニッツ著作集』第十卷所収、工作舎、

一九九一年。七十七頁）を参考にした。

唐律の職制律に「乘輿（皇帝を指す。）を指斥し、情理切害なる者は斬。切害に非ざる者は徒二年。」と定められているから、唐律の下では「口頭で不敬な言葉を述べることは許されていない」であった。ところが明の洪武三十年律でこの条文は削除され、『順治律』でも削除されたままであったから、一七一六年当時の中国では、ライプニッツが記している通り、「口頭で不敬な言葉を述べることを許されていた」のである。ただし、場合によっては、『順治律』刑律、雑犯の不応為条に拠って笞四十もしくは杖八十を科されたかもしれない。

けれども、ライプニッツのこの説明は、「異端的で無神論的な中国の学者」（山下正男訳）という文言に附されたものであるから、唐律の指斥乘輿条に当たる条文が『順治律』に存在しないこととは無関係であろう。すると、ライプニッツが自身の著作の中で『順治律』の翻訳を活用した形跡は今のところ全く見当たらないことになる。ヴィドゥルーが『順治律』の翻訳に着手したのかしなかったのかわからないけれども、いずれにせよ、『順治律』の翻訳はライプニッツの手元には届かなかったのである。

届かなかった清律